

日 時 平成25年4月6日（土）19:00～21:05

場 所 志津南市民センター（会議室）

出席者 （会長）中原、（副会長）増田、松本

（24年度町内会長）扇、鍛冶(代理)、斉藤、山本(啓)、小松原、小林(代理)、坂田

（25年度町内会長）向井、山本(徹)、北川、上野、太田、西村、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、小野、清水、小早川、山本(和)、山中

（監事）谷口、齊藤

（事務局）木村、妹尾、長谷川、徳岡、澤田

（欠席）岩崎

〈敬称略〉

会議の前に、3月9日に亡くなられた若草二丁目町内会長の北尾さんを悼み、全員で黙祷。

1. 会長からの報告・連絡

(1) 理事会、総会について

①まち協の会則によれば「理事は、町内会長およびグループ代表とする。」となっているので、町内会の総会において選出された会長は自動的に理事となり、総会が終わった町内会の前町内会長は本日の理事会に出席する必要はなかったわけであるが、新旧理事の合同理事会ということで開催したので、ご理解いただきたい。

なお、総会の出席者は名簿の通りで、前町内会長は出席する必要はない。

また、総会議案書は、総会后、議事録を添付して全戸配付する。

②今後の理事会においては、審議に必要であるため、まち協総会議案書・町内会総会議案書・会則&規則集を持参していただきたい。

理事会の議事内容について、各町内会役員会で議事録に基づいて説明をするとともに、理事会議事録・役員会議事録は必ず回覧し、住民の皆さんに活動状況を周知してもらいたい。

また、組織的に対応していただくため、欠席の場合は理事の家族が代理出席するのではなく、町内会あるいはグループとして代理者を出席させてもらいたい。

③各町内会の総会について、3月実施が5町内会、4月実施が4町内会であるが、3月実施の町内会については、①なぜ3月に実施したか、②3月開催について会則改正をしたか、③来年度も3月に実施するか、の3点について、確認したい。

○若草二丁目町内会 ①4月にやるという提案もあったが、会長の体調も悪く、変更しないことを全員で確認し、3月実施した。②会則改正はしていない。③来年度は役員会にて決定する。

○若草五丁目町内会 ①例年通りとした。②会則改正はしていない。③来年度は役員会にて決定する。

○若草六丁目町内会 ①例年通りとした。②会則改正は、役員の見解が大半であったので3月開催を明記した。③来年度は役員会にて決定する。必要なら会則の改正もありうる。

○若草七丁目町内会 ①みんなの意見で、3月に開催。②会則改正はしていない。③来年度は役員会にて決定する。

○岡本町西町内会は前町内会長が欠席。

(2) 事務局について

①草津市としての各学区・地区まち協に対する支援は、施設支援(市民センター内の地域活動室の使用など)、財政支援(各種補助金の一括交付金化、まち協運営経費の交付など)、人的支援(まち協事務局を市民センターが担当)等がある。

②その内、人的支援としての事務局について、平成24年度は、事務局長としての市民センター所長のもとに市民センター職員が従事した。(妹尾さんは市民センター職員として従事)

- ③平成25年度は、まち協職員を1名雇用することとなり、その経費は市から交付される。ハローワークを通じて公募したところ2名の応募があり、試験の結果、妹尾さんが採用された。なお、事務局は引き続き市民センターが担い、事務局長としての市民センター所長のもとに、事務局員としてまち協職員と市民センター職員が従事することとなる。このような事務局体制の整備に伴い、組織的な活動を進めるため、市からのまち協会長・各委員会委員長等への連絡・通知文書は、事務局宛てとすることにした。ただし、町内会長・行政事務委嘱者へのものは従来どおりである。
- ④平成26年度は、まち協職員が2名となる。
- ⑤平成27年度か28年度には、指定管理者制度を導入して、市民センターを(仮称)地域まちづくりセンターと改称し、地域で運営に当たるといことが計画されている。
- (3) 志津南地区交通安全対策協議会の進捗状況
- ①委員について、警察や市の方々は人事異動に伴って一部交代があるが、地域の9名は個人としてお願いしたので、継続して活動していただく。
- ②進捗状況については、2月に交通実態調査(交通量・速度測定)を行い、そのデータをもとに協議を進めている。地域委員9名で協議した結果「ゾーン30」(ソフト面:30km規制、ハード面:物理的対策)を導入する方向となり、今後、協議会として物理的対策の案を検討し、それを住民の皆さんに提示して、意見を伺いながら進めていく予定である。
- (4) CATV検討委員会について
- ①検討委員会のメンバーを決めるために、各町内会長に3月23日までに委員の推薦をお願いしていたが来て来なかった。メンバーを早急に決める必要があるので改めて提案を求めたが、意見がなく、会長からの提案を基に、次のように決まった。
- 【結論】** 飛島都市開発→SCN→ZTVへの移管、告知放送運用基準作成などの過去の経緯を知っている、平成16年度・17年度の自治連合会長であった小野さんと上田さんに取りまとめ役をお願いする。(委員長は上田さん) それに、地域の代表として若草地区・青山地区・松ヶ丘地区から各1名と、(株)ZTVからの委員を加えて、グリーンヒルCATV検討委員会とする。なお、若草地区代表は、平成25年度の町内会長・町内会副会長(16名)から選出するものとし、その取りまとめを、まち協副会長予定者の西村さんをお願いする。
- また、他の地区代表と(株)ZTVからの委員については、中原会長が折衝する。
- ②現在のところ、まち協には、常設ではない臨時の特別委員会が3つある
- 自主防災組織検討委員会は、諮問機関として、理事会から諮問を受け、協議して得た提言を答申していただく。理事会はその答申を基に協議し、議決して実行に移す。なお、平成25年度自主防災委員会委員長の太田さんにも4月から参画していただく。
- 交通安全対策協議会とグリーンヒルCATV検討委員会は、執行機関として、理事会から委嘱を受け、協議し、あるいは住民の皆さんの意見を徴収し、結論を出して実行に移す。理事会には適宜報告をしていただく。
- 各特別委員会の委員は、個人としての委嘱であり、平成25年度も引き続き、委員として活動していただく。
- (5) 集会所の管理および使用について
- ①若草地区集会所管理規則が若草地区の各町内会総会で承認され、制定された。
- ②清掃や使用届などの日常管理は、各管理町内会等で担当を決めて実施されているが、若草地区集会所管理委員会でそれを取りまとめ、使用届の提出先などを住民の皆さんに周知していただきたい。
- ③若草地区の5棟の集会所は、入居時に住民が拠出したコミュニティ基金に市の補助金を加えて建設されたもので、若草地区の住民全員の共有財産であり、若草地区の住民はどの集会所も無料で利用できる。使用届の担当者にはこの点を徹底してほしい。

(6) 会則集について

まち協等の会則改正を受けて、まち協会則・協働のまちづくり指標・町内会会則・自主防災会規約・若草地区集会所管理規則(若草地区のみ)等を「会則&規則集」として、5月中に全戸配付する予定である。そのため、4月27日(土)までに、各町内会の改正後の会則を電子データで事務局に届けていただきたい。

2. 各町内会・各グループ・事務局からの報告・連絡

(1) 事務局

- ①名称変更となった委員のプレートを配付する。古いものは返却してください。防災担当委員のプレートは選任している町内会のみ配付している。
- ②理事会の連絡網を作成するため、まだ報告していない方は早急に報告していただきたい。
- ③明日、各団体の代表者と会計担当者に対して、会計処理の帳票等についての説明会をする。

(2) 社会福祉協議会

- ①平成25年度の平和祈念講演会は、今年度に限り7月28日(日)午後開催予定である。今回は、福島県の震災に遭われた学校の先生に講演を願う予定である。この方は、草津市教育研究所が翌日(7月29日)開催する教職員研修の講師として前日来草される。せっかくの機会であるので、当地区で講演会をお願いすることとした。夏まつりの翌日で大変ですが、貴重な機会なので、ご理解いただき、ご協力願いたい。
- ②地域で支えあう活動推進調査<チョットお出かけ送迎支援>を実施したいので、各町内会の班長に、調査書回収にご協力願いたい。連休前に各町内会長に配付するので、全戸配付していただき、連休明けに回収をお願いする予定である。
これは、タクシーなどを利用するほどではない、ちょっとした近いところへ行く場合の支援要望や、滋賀医大病院などへのまめバスがなくなったことなどを受け、高齢社会に対応した送迎支援活動を行うことを考えているので、そのニーズ調査を実施するものである。

3. 審議事項

(1) 審議事項に入る前に、会長から次の2点について説明があった。

- ①まち協の「財布」は4つある。
 1. まちづくり協議会会計(本部経費と各団体活動費)
財源：まち協会費と草津市地域一括交付金等
 2. 若草地区集会所維持管理特別会計
財源：若草地区集会所維持管理会費と草津市コミュニティ振興交付金(水道料金補助)
 3. 若草地区児童公園等維持管理特別会計
財源：草津市児童公園等維持管理謝礼金
 4. グリーンヒルCATV特別会計
財源：事業者からのCATV告知放送利用料
- ②予算調整会議の結果
各団体から2月末までに提出された活動計画および予算について検討し、予算申請額が配分基準額を上回る4団体についてヒヤリングを行った。その結果、2団体については申請額通りとし、他の2団体には予算の見直しを依頼し、見直し後の申請額を予算(案)に計上した。

(2) 総会議案書について

- ①1号議案「平成24年度活動報告」・・・了承。
- ②2号議案「平成24年度決算報告・監査報告」
(3)若草地区集会所基金において、第3集会所のエアコン購入費の支出がもれていたため、追加修正することで、了承。
- ③3号議案「会則改正(案)」・・・了承。
- ④4号議案「平成25年度役員選出(案)」・・・了承。
各理事は、町内会長・グループ代表として自動的に選出されている。総会で選出するのは、会長・副会長・監事ということとなる。

⑤ 5号議案「平成25年度活動計画(案)」

各町内会と各自主防災会の活動計画については、各町内会の総会で審議・議決されており、まち協の総会で審議・議決するものではないので、この活動計画(案)には記載していない。2月末までに各グループ単位で提出されたものをベースに作成している。

一部の修正変更があり、それで了承。

⑥ 6号議案「平成25年度予算(案)」

各団体繰入金の金額の一部を修正。地域一括交付金については、誤解を招かないような記述とすることで、了承。

⑦ 報告事項

「若草地区集会所維持管理特別会計 平成25年度予算」と「若草地区児童公園等維持管理特別会計 平成25年度予算」は、まち協総会における審議事項ではないので、報告事項とした。

【結論】総会議案書について一部修正変更した上で、4月8日に会計監査を受け、4月28日の総会に付議する。

○次回は、第1土曜日の5月4日が連休の最中になるので、連休前の5月2日(木)19:00から第一集会所で開催する。

以上